

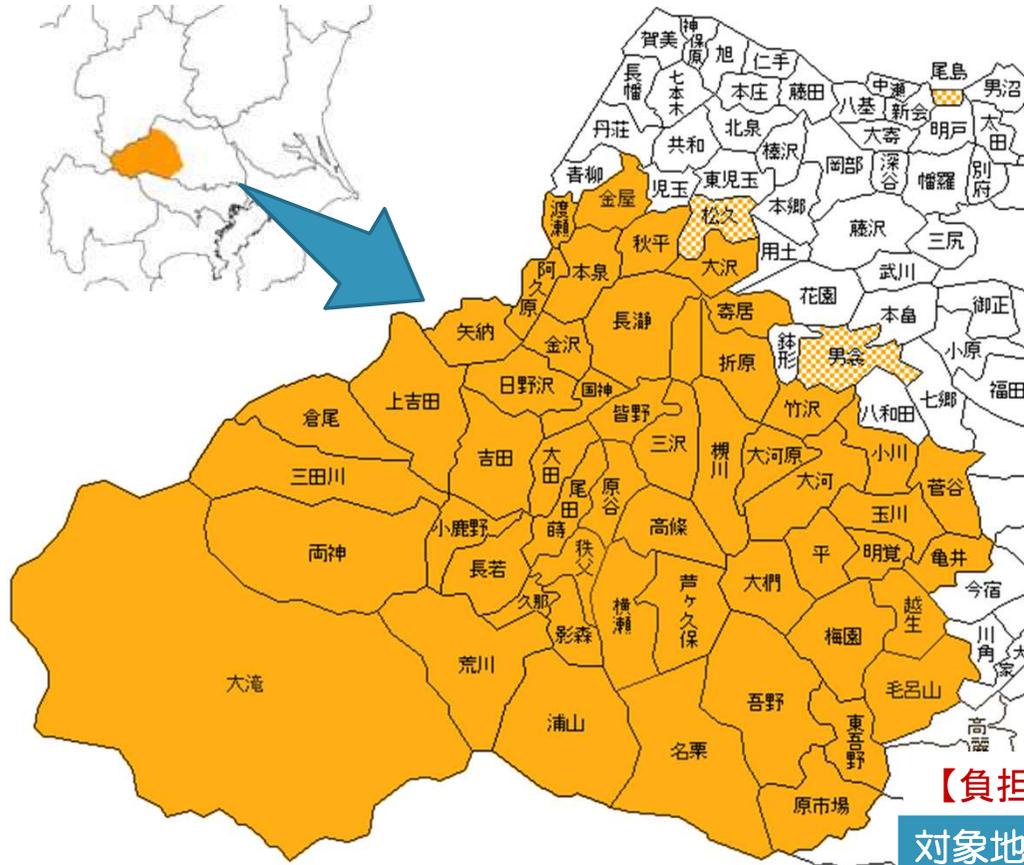
【資料3】

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

中山間地域等直接支払制度の概要①

【対象地域】



○通常地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定された地域

(※地域振興立法9法のうち埼玉県に該当する3法)

○特認地域

- 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- 通常地域に地理的に接する地域

19市町村56地域が対象

【協定数】

集落協定	47
個別協定	4

【交付単価】

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000円/10a
	緩傾斜	8,000円/10a
畑	急傾斜	11,500円/10a
	緩傾斜	3,500円/10a

【負担率】

対象地域	国	県	市町村
通常地域	1/2	1/4	1/4
特認地域	1/3	1/3	1/3

※網掛けは地域の一部が指定

中山間地域等直接支払制度の概要②

集落協定に定める活動内容

<p>1 農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）</p> <p>① 農業生産活動等 耕作放棄地の発生防止活動（法面の管理、草刈り等）、農道等の管理</p> <p>② 多面的機能を増進する活動 ・ 周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等</p>	<p>基礎単価 (8割) ※必須</p>
<p>2 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 集落戦略の作成</p>	<p>体制整備単価 (+2割)</p>
<p>3 加算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>超急傾斜農地保全管理加算</u> ・ 集落協定広域化加算 ・ <u>集落機能強化加算</u> ・ 生産性向上加算 ・ 棚田地域振興活動加算 	<p>加算単価 (取組面積に応じ 所定額を交付)</p>



ゆず収穫ボランティア受入（毛呂山町）

令和4年度の実施状況①

○ 取組市町村 12市町村、取組協定数 51協定、取組面積 316ha、交付金額 27,900千円

【市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移】

	H29	H30	R1	R2	R3
実施市町村数	13	13	13	12	12
協定数	62	62	62	50	51
協定面積 (ha)	347	347	347	310	316
交付金額 (千円)	30,886	30,866	31,117	27,646	27,894

令和4年度事業実施市町村



※対象になりうる19市町村のうち12市町村で実施

取組市町村数、取組協定数は令和3年度から変更なし。
面積は前年度から微増。既存協定で筆の追加があった。

【地域別対象農用地】

通常地域 : 50.4%
特認地域 : 49.6%

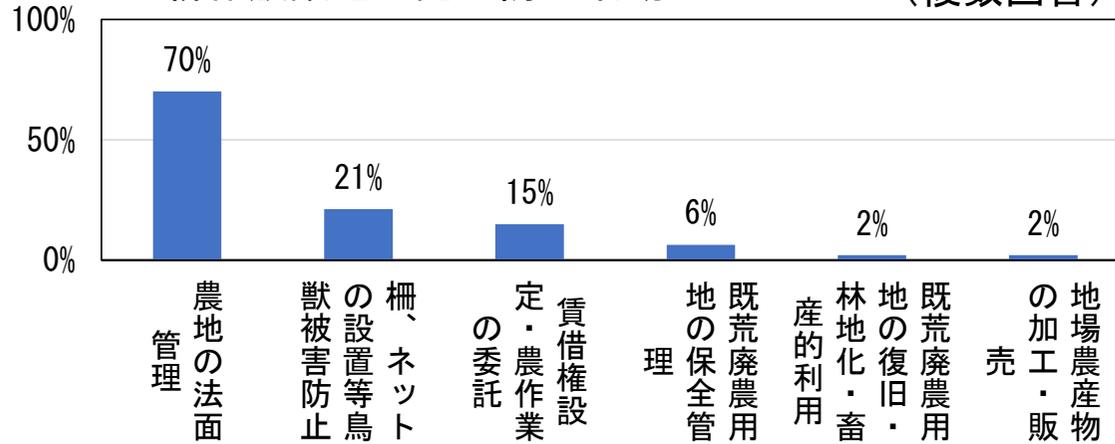
【地目別対象農用地】

田 : 57.8%
畑 : 42.2%

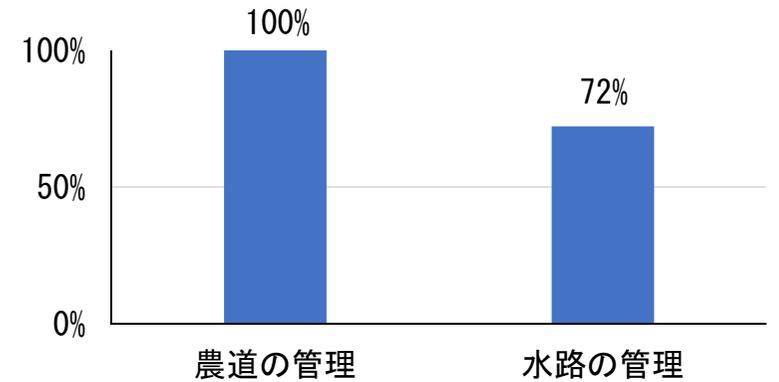
令和4年度の実施状況②（農業生産活動等として取り組むべき事項）

①農業生産活動等

1 耕作放棄地の発生防止活動（複数回答）

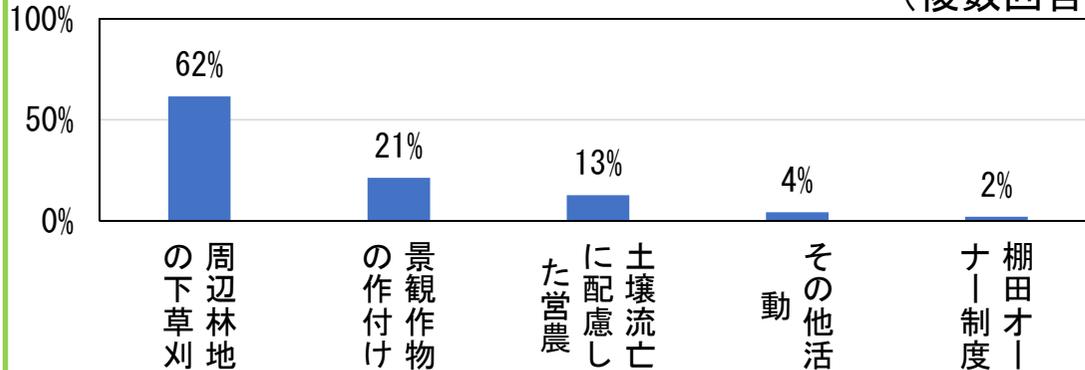


2 水路、農道等の管理活動（複数回答）



②多面的機能を増進する活動

（複数回答）



景観作物の管理



棚田オーナー制度

集落戦略作成状況について

令和4年度中間年評価における市町村評価（集落協定）

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	19	28		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	19	28		
b 水路・農道等の管理	18	29		
c 多面的機能を増進する活動	19	28		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	3	36		
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	3	21	11	4
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算				
c 急傾斜農地保全管理加算		2		
d 集落協定広域化加算				
e 集落機能強化加算		2		
f 生産性向上加算				
オ 全体評価	優 24 (51%)	良 19 (40%)	可 0 (0%)	不可 4 (9%)

（参考）評価基準

◎：作成済み

○：最終年までに作成が見込まれる

△：最終年までの作成に不安がある

×：最終年までの作成見込みが立っていない

【評価結果「×」の4協定に係る令和5年度状況確認結果】

・ 1協定

令和4年度内に集落戦略を作成済み

・ 3協定（同一市町村）

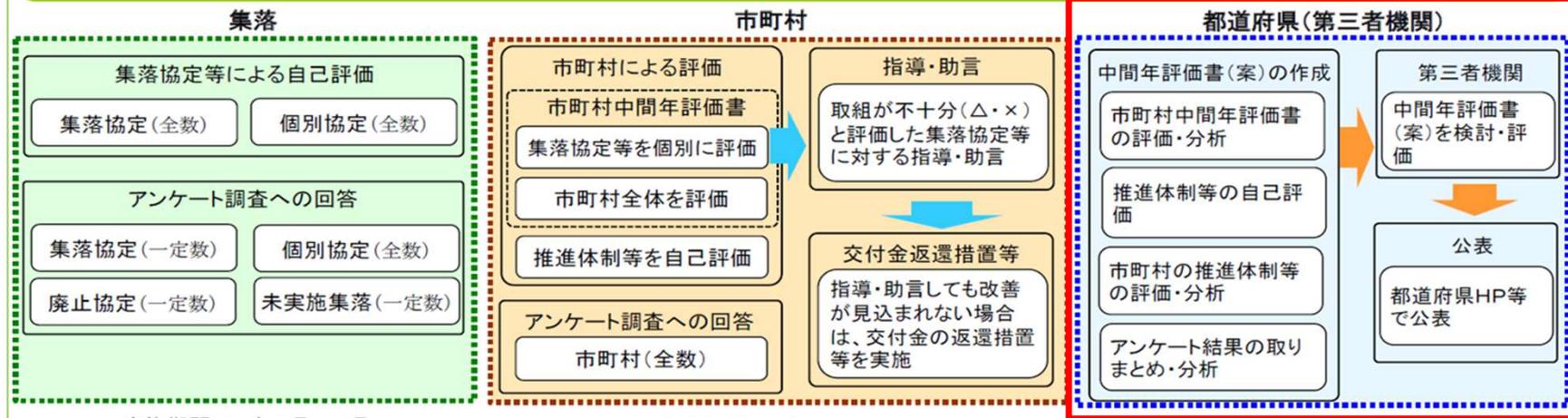
令和4年度内に地図作成を始め、今年度から話合いを開始。令和6年度までの提出を見込む。

中間年評価実施結果について

中山間地域等直接支払制度（第5期対策）中間年評価の概要

資料2

- 協定活動の実施状況及び目標達成見込みの点検・評価。
- アンケート調査等により、制度の効果・課題、農村集落の現状等の把握。
- これらを通じて、制度の主旨を踏まえ適切な協定活動を推進するとともに、次期対策の検討に資する。



令和4年度第2回第三者委員会で実施

市町村の中間年評価書や集落協定等へのアンケート調査結果等から、本制度が県内の荒廃農地の発生防止に寄与していることや、事業実施者及び市町村が、今後も制度を継続する必要があると捉えている実態が把握できた。

また、集落戦略作成の進捗状況についても、概ね令和6年度までの完成が見込まれるものであった。一方で、集落戦略作成支援を含めた市町村等の事務負担の軽減や、協定参加者の高齢化を踏まえた協定活動期間（5年間）の緩和の必要性等、制度を継続する上での課題も多く捉えられた。

令和5年度の制度の主な改正内容

- 1 新たに荒廃農地や限界的農地を協定に位置付けて、林地化する農地は交付対象外とする見直し
- 2 集落協定が地域計画の協議の場に参加し、策定された地域計画について、集落戦略を作成したものととして取り扱えるよう措置
- 3 農山漁村活性化法の改正に伴い添付書類の簡略化を措置
- 4 加算を含む国の交付金による「交付単価」を交付の「上限単価」に見直し

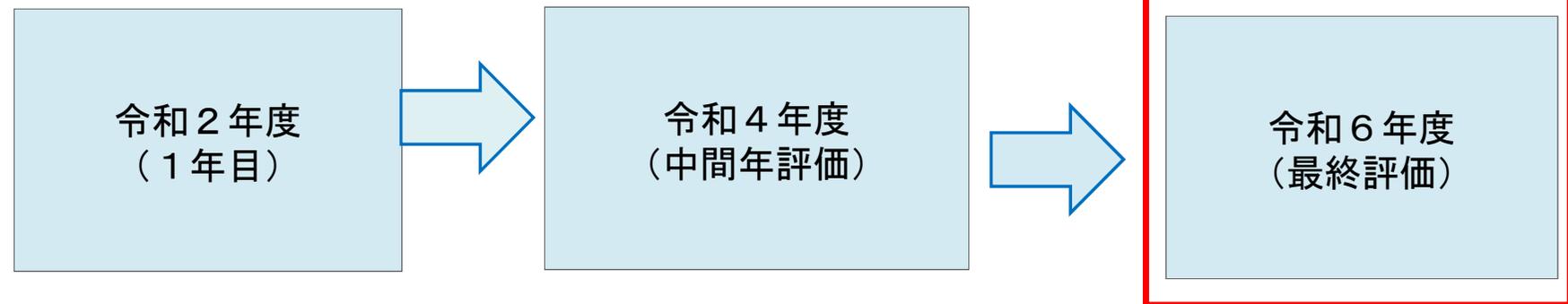
令和5年度事業実施について

令和5年度の進捗状況（7月末時点）

- ・取組市町村数：12市町村
- ・協定数：51協定
- ・協定面積：316ha
- ・状況

第5期対策の後半を迎え、令和4年度までに集落戦略作成の進捗が遅れていた集落協定においても、策定に向けた話し合いや作業に着手。

施策評価について



「最終評価（令和6年度）」を審議していただく予定。（国：令和6年8月末までに実施）